

2026 年度

アートパラ深川おしゃべりな芸術祭

危機管理マニュアル

令和8年9月1日作成

目 次

第1章 イベント等における事故防止と安全対策

I イベント等運営にあたっての注意事項	1
1 緊急時に備えた事前確認事項	
2 運営上の危機管理事項	
3 イベント等運営終了時における対応事項	
図1 運営フロー	
II 緊急時対応の基本的な考え方	4
1 緊急事案発生時の対応	
2 イベントの中止・中断等の協議と対応	
III 疾病等に対する予防及び対応	7
1 感染症（新型コロナウイルス）の予防及び対応	
2 その他の感染症（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）の予防及び対応	
3 熱中症の予防及び対応	
4 その他重篤な疾病等への対応	
IV 自然災害（荒天及び地震発生等）及び火災に対する被害予防と被災時の対応	12
1 荒天時の対応	
2 さまざまな自然災害に対する被害予防と被災時の対応例	
3 火災への対応	
図2 危機管理フロー A	
図3－1 危機管理フロー B 1 荒天時対応	
図3－2 危機管理フロー B 2 地震・火災発生時対応	
図3－3 危機管理フロー B 3 急病者・負傷者発生時対応	
V その他想定される要対応事項	19
1 不審者侵入時の対応	
2 Jアラート発令時の対応	
VI 危機管理の重要性	20
1 危機管理の基本的な考え方	
2 ハインリッヒの法則	
3 PDCA サイクル	
緊急対応報告書（様式1）	

事故報告書（様式 2-1・2-2）

資料 8 関係機関連絡先

VII 危機管理の実践 22

1 安全確認チェックリスト

2 エマージェンシーアクションプラン（EAP）

3 危機管理委員会

4 記録

5 訓練

危機管理フロー 組織図 24

イベント周辺の医療機関等 26

第 1 章 イベント等における事故防止と安全対策

I イベント等運営に当たっての注意事項

1 緊急時に備えた事前確認事項

(1) EAP(緊急時対応計画: Emergency Action Plan)の作成

危機管理担当は緊急事案(参加者の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事態)発生時に備え、各チーム及びイベント会場ごとに責任者を明確に位置づけるとともに、以下ア～ウの内容等を含むEAPを作成し参加者(アトクルー含む)に周知する。

ア 避難場所・避難経路・非常口等

イ 緊急連絡先・対応人員等

ウ 救急救命具(AED等)及び消火器の設置場所

(2) 緊急時における対応体制の整備(危機管理フローの作成)

危機管理担当は様々な緊急事案に備えて、各「危機管理フロー」を事前に準備し実行委員等に周知するとともに、事案発生時において迅速に対応できるよう体制を整えておく。

(3) イベント会場等における危険箇所の解消と設営時の安全対策

チームリーダー(イベント会場責任者)は、イベント会場ごとに事前に危険箇所等を確認し、解消しておく。また会場設営においては、危険に対する安全対策を適切に施す。

(4) 代替案の作成及び周知

計画した事業が気象状況や突発的事象等により、開催前もしくは開催中に変更される可能性がある場合、事前に代替計画案を作成し、正副実行委員長会議でその内容について共通理解を図っておく。

(5) 参加者に対する安全の補償

危機管理チームは、参加者において発生しうる、あらゆる事故や怪我等への対応を事前に想定し、必要に応じて適切な任意保険に加入することや、参加者自身が自ら任意保険に加入するよう推奨するなど、安全の補償について対策を講じる。

2 運営上の危機管理事項

(1) 運営フローの周知

各チームは、イベント期間中における1日単位のイベント運営の流れ(=運営フロー)を定め、周知しておく。

(2) 緊急時に備えたEAPの周知

危機管理担当はEAPを会場に掲示するとともに、必要に応じて参加者へ配布する。

(3) 安全確認チェックリストの活用

実行委員は、危機管理担当が示す「安全対策」を踏まえ作成された「安全確認チェックリスト」を用い、イベント運営状況を確認・点検する。

(4) 適切なイベント開始及び終了時刻の設定

イベント開始・終了時刻について、参加者の安全面に対し十分に留意して設定する。

開始・終了時刻を変更する場合には、速やかに参加者へ連絡するとともに情報をホームページに掲載するなど周知に努め、参加者に支障を来たさぬよう適切に対処する。

3 イベント運営終了時における対応事項

(1) 「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析

危機管理チームは「安全確認チェックリスト」を用いながら「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析を行う。

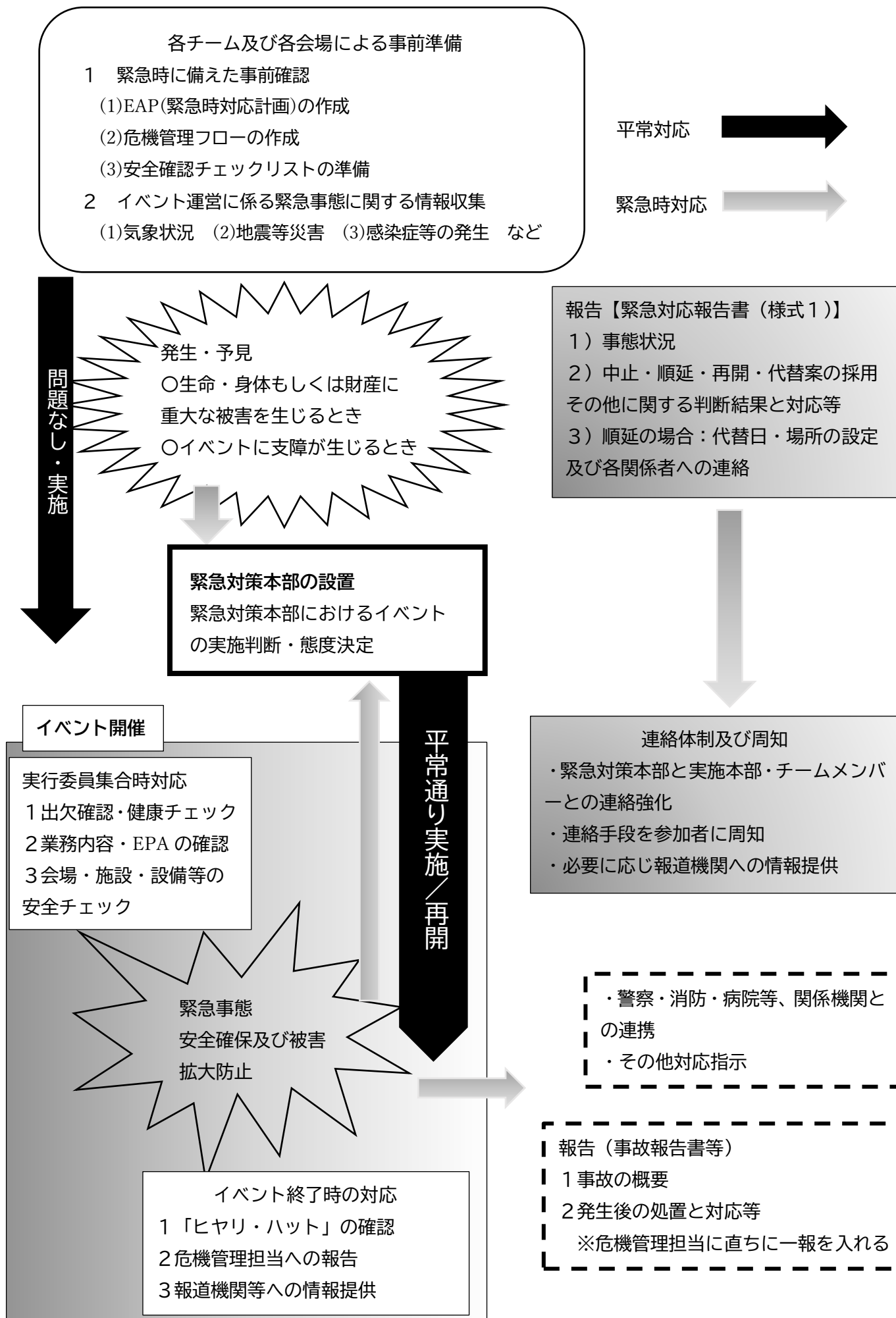
(2) P D C Aサイクルの活用

危機管理担当はイベント運営全体を見直し、P D C Aサイクルに基づいた評価と改善を行い、具体的な改善事項と内容を示し、次回のイベント運営に反映させる。

(3) E A P及び安全確認チェックリストの提出

危機管理担当はイベント終了後に、各チーム及びイベント会場の「E A P」及び「安全確認チェックリスト」を対策本部長へ提出する。

図1 運営フロー 緊急時対応を想定した、イベント期間中における1日単位のイベント運営の流れを示す



Ⅱ 緊急時対応の基本的な考え方

1 緊急事案発生時の対応

イベント開催中に緊急事案等が発生した場合、事前に準備した危機管理フローに基づき迅速かつ適切に対応する。

(1) 安全確保及び被害拡大防止

参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(2) 危機管理対策本部長への報告

危機管理担当が危機管理対策本部長へ事故報告書（様式 2-1・2-2）により報告する。被害の範囲が個人の場合は様式 2-1 のみ用い、被害が複数名に及ぶ場合は様式 2-1 と様式 2-2 を併せて提出する。なお、生命の危機を伴う場合は危機管理対策本部長へ直ちに一報を入れる。

(3) 関係機関との連携

警察・消防等へ通報を行い、必要に応じて実行委員長を警察・病院等へ派遣するなど、適切に対応する。

2 イベント中止・中断等の協議と対応

(1) イベント等の中止・中断等を検討しなければならない状況

以下の事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合、イベント等の中止・中断等を検討しなければならない。

ア 参加者等の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じる事態

イ 事件、事故等によりイベント等の運営に支障が生じる事態

(2) 現地対策会議の開催

関連情報の入手に努めるとともに、対策本部長・（一社）アートパラ深川・世話人会・法人総務/危機管理担当から成る実施本部において現地対策会議を開催する。入手情報等を踏まえ別記「イベント実施の判断基準」に基づき態度決定について協議する。

(3) 態度決定

最終的な判断については、対策本部長が行うこととする。

対策本部長が態度を決定した後、対策本部から実行委員にスラック全体連絡を第一ツールとし速やかに報告する。また併せて、対策本部長宛て「緊急対応報告書（様式 1）」を提出する。

(4) 広報

対策本部は決定内容について、機関ホームページ並びに必要なに応じて SNS 等を活用し、速やかに態度を周知する。なお、態度決定に係る広報手段や連絡方法等については、事前に参加者に対して適切に周知を図ること。必要に応じて担当者を配置し、スポンサー、報道機関等に情報提供を行うこととする。なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

3 イベント実施の判断基準の目安

	中断等	再開可
荒天時	・開催前：事前に設定した時刻において、開催地域に大雨・高温・洪水・暴風・暴風雪・大雪等の特別警報または警報が発表されている場合や土砂災害警戒情報等が発令された場合（見込みを含む） → 開催実施について検討し、態度決定 → 決定フローに従い対応	
落雷	・雷注意報が発表され稲光が感知できる場合 ・積乱雲が成長し、厚い黒雲が頭上に広がり、雷鳴が聞こえる場合	・晴れ、うす曇りで 30 分以上雷鳴や稲光を感知しなくなり、以後の予報を確認した上で落雷の恐れが無いことが判明した場合
竜巻	・竜巻注意報が発表され、積乱雲が近づく兆候が確認された場合	・注意報の発表から当該情報の有効期間を経過し、あらためて注意報が発表されない場合
光化学オキシダント	- A 警報、重大緊急警報が発令された場合 - B 光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合	- A → 警報が解除された場合 - B → 健康被害が光化学オキシダントによるものではないと判断された場合
微小粒子状物質(PM2.5)	・開催前：環境省あるいは自治体等から注意喚起がなされた場合 → 開催実施について検討し、態度決定 → 決定フローに従い対応	
地震	・震度 4 以上が発生した場合 ・緊急地震速報が発表された場合 ・施設・設備に被害が発生した場合	・被害の発生が無く、施設・設備の安全が確認された場合
火災	・火災が発生し、運営が困難と判断される場合	・鎮火し安全が確認された上で、警察、消防との連携のもと実施本部において協議し、参加者および運営関係者等に危害が及ばず運営に支障がないと判断できる場合
爆破予告・ネット犯罪予告・不審物発見	・爆破予告、ネット犯罪予告等があった場合 ・不審物等が発見された場合	・警察、消防との連携のもと実施本部において協議し、参加者および運営関係者等に危害が及ばず運営に支障がないと判断できる場合
全国瞬時警報	・Jアラートによる情報伝達があ	
	・実施本部において協議し、参加者	

システム (J アラート)	った場合	および運営関係者等に危害が及ばず運営に支障がないと判断できる場合
------------------	------	----------------------------------

関係ホームページ等

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

雷ナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?contentType=1>

高解像度降水ナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 <http://soramame.taiki.go.jp/>

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

Ⅲ 疾病等に対する予防及び対応

1 感染症（新型コロナウイルス）の予防及び対応

(1) 全体的な留意事項

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に特化した対策をおおむね終了し、対応は、その他の感染症に準ずることとする。

ただし、当イベントは感染した場合に重症化する危険が高い人も多く来場するので、引き続き、基本的感染症対策を行うことが望ましいが、対策については個人の判断と自主的な取り組みに委ねることとする。

2 その他の感染症（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）の予防及び対応

(1) 予防

ア インフルエンザウイルス・ノロウイルス等による感染症は、主に、感染者の咳やくしゃみによる飛沫を吸い込むことや、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大するので、石鹸による手洗いの習慣づけやマスクの着用などで感染を予防する。

イ 免疫力が低下していると、ウイルスに感染しやすくなり、重症化するおそれがあるので、普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ免疫力を高めておくなど注意を促す。

ウ 各所に消毒剤を配備し、屋内であれば会場の換気などをこまめにする等、感染症予防に努める。

3 熱中症の予防及び対応

(1) 予防

ア 熱中症予防の原則

① 環境条件を把握し、それに応じた活動、水分補給を行うこと

② 急に暑くなった時は気を付ける

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は気を付ける。

③ 服装に気を付けること

服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

④ 具合が悪くなった場合には早めに必要な処置をすること

(2) 発生時の対応

ア 風通しの良い場所や、冷房の効いた室内などへ移動させる。

イ 衣服を緩めて風通しを良くする。

ウ 水分や塩分をしっかりと補給させる。

① 筋肉の痛みや痙攣がある場合は、生理食塩水（0.9%）を摂取させる。

② めまいや倦怠感、むかつきや嘔吐、頭痛がある時には、イオン飲料や経口補水液を補給

させる。

エ 冷たい濡れタオルを、大きい動脈のある首筋、腋の下、足の付け根などに当てて体を冷やす。

オ 意識が朦朧とし、呼びかけに対し返答がない、刺激への反応が鈍い、頭痛、手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は医療機関へ搬送する。

(2) 発生時の対応

ア 感染（疑惑）者は報告優先順位に沿った者に報告後、可能な限り早急に医療機関を受診することを義務付ける。疑惑のある時点で、その者は他者との接触を可能な限り避けることが望ましく、移動の際には公共交通機関の利用を控えることが望ましい。その際、診断や移動に要する費用は個人負担とする。

報告優先順位

第一優先順位：福島実行委員長

第二優先順位：危機管理担当者

①事業会場で自覚した場合

- 1、報告優先順位に沿った者に報告
- 2、医療機関を受診

②外で自覚（出先で自覚）した場合

- 1、報告優先順位に沿った者に報告
- 2、医療機関を受診

③事業会場で自覚（自宅など作業従事場所で自覚）した場合

- 1、報告優先順位に沿った者に報告
- 2、医療機関を受診

④家庭内で感染（疑惑）者が出た場合

- 1、報告優先順位に沿った者に報告
- 2、感染（疑惑）者と共に医療機関を受診、医師の指示に従う

⑤休日の場合

感染（疑惑）者と共に医療機関を受診、医師の指示に従う

■受診の結果、感染していなかった場合

→報告優先順位に沿った者に報告し、その指示に従う

■受診の結果、感染していた場合

→報告優先順位に沿ったものに報告後、帰宅し療養

参加停止について

該当疾患に感染していた場合、イベント内外での感染を防ぐため、その者は参加停止となる。参加停止期間中は療養に専念することとし、やむを得ない場合を除き、他者との接触を控えるように要請する。

《参加停止期間》

新型コロナウイルス：発症した後 5 日を経過し、症状が軽快した後 1 日を経過するまでとする

インフルエンザ：発症日より参加停止。解熱日含む 3 日経過後参加可能とする

ノロウイルス：発症日より参加停止。症状消失日含む 2 日間経過後参加可能とする。

ロタウイルス：発症日より参加停止。症状消失日含む 2 日間経過後参加可能とする。

イ 内部対応要領

参加者より感染（疑惑）の旨を報告された者は、書類提出（情報共有）の指示や医療機関受診指示等を行い、実行委員長に連絡、情報を共有し、事業継続のための調整を行う。

消毒は、感染（疑惑）者がでた時点で行い、感染の拡大を防ぐよう行動しなければならない。バンデミックの場合、それと同時に感染が確定した時点で対策本部を設置し事態に対応する。

また状況に応じ、参加方法、参加者間の接触、対面の会議、来訪者の管理についての対策を実施しなければならない。

イー1 新型コロナウイルス、新型及び既存インフルエンザ、ノロウイルス、ロタウイルスの場合

- 1 報告を受けたものは症状自覚者に行動指示し、実行委員長に報告
- 2 症状自覚者を別室に隔離
- 3 保健所あるいは医療機関に連絡し、指示を受ける

※移動に際し、救急車を使用する場合は付添人、実行委員や関係者の車を使用する場合、運転者は保護具（マスク 手袋等）を着用しなければならない

- 4 イベント施設と使用した車の消毒を、保護具一式（マスク、手袋等）を着用の上、ノンエンベロープウイルス対応の消毒液を使用し行う

■受診の結果、感染していなかった場合

→対策本部に報告し、その指示に従う

■受診の結果、感染していた場合

→医療機関の指示により対策本部が対応を決定する

対策本部は業務継続のために必要な調整を行う

- ・新型コロナウイルス、新型及び既存インフルエンザ発生時

布やペーパータオルに消毒用アルコールを十分に浸み込ませ、感染者が接触した恐れのあるものの中心に拭き取り、自然乾燥させる

- ・ノロウイルス、ロタウイルス感染者発生時

非常に感染力が強く、通常の消毒用アルコールでは殺菌効果が薄いノンエンベロープウイルスに該当する。これらのウイルス感染者が発生した場合、殺菌効果のある消毒液を使用す

る必要がある。処理者は感染（疑惑）者が接触した恐れのある場所の消毒を速やかに行い、また、感染者の吐しゃ物等が付着した洗い物が出た場合、消毒液を作成し漬け置きを行い、洗浄しなければならない。

吐しゃ物処理法

処理品	○マスト ・ 調整液 ・ ポリ袋（2 枚） ・ ペーパータオル ・ 使い捨てマスク ・ 使い捨てゴム袋（2 組） ○推奨 ・ 使い捨てシューズカバー ・ 使い捨てガウン
-----	--

- ① 処理品を用意。手袋等を着用し、汚物を吸水性のあるペーパーでおおう
- ② 汚物と同量の調整液を、汚物が飛び散らないよう静かに注ぐ
- ③ 使い捨てのペーパータオル等で外側から内側に向けて静かに取り除く
- ④ 調整液を拭き取り、使用したペーパータオル等や外側の手袋を一時回収袋に入れる
- ⑤ 調整液に浸したペーパータオルでシューズ底面は踏みしめて洗浄化する
- ⑥ ポリ袋の内容物が浸る程度に調整液を注ぎ、しっかりと絞って二次回収袋に入れる
- ⑦ 汚物を取り除いた床をペーパータオルなどで覆い、ペーパータオルが十分濡れるように調整液を注ぎ 10 分間程度おく
- ⑧ さらに調整液に浸したペーパータオル等で拭く
- ⑨ 水拭きをする
- ⑩ ルームシューズ等使用した場合は、外して、二次回収袋に入れ、マスク等も外して都度これに入れる
- ⑪ 二次回収袋のくちをしっかりと縛りゴミに出す

※注意点

- ・ 吐しゃ物が散っている可能性があるため、広範囲の消毒をおこなうこと
- ・ 処理従事者以外の人員の立ち入りは制限すること
- ・ 換気を十分に行っている環境で処理すること
- ・ 処理時にはゴム手袋（2 枚重ね）マスク（ガウン、シューズカバー等があるとよい）を着用すること
- ・ 汚物を取り除く際、同一面でこすらないようにすること
- ・ 処理後は手洗いうがいを十分にすること

調製液の作り方

- ① 「殺菌・漂白剤ジアノック」原液が小分けされたボトルを用意する
- ②専用カップで必要量を取り水に投入、1000ppm 以上に調製する

消毒液の作り方

- ①空の 500ml ペットボトルを用意し、その中に半分ほど水を入れる
- ②ペットボトルの蓋 7 分目くらい（5ml）のキッチンハイターまたはキッチンブリーチを①に 2 杯入れる
- ③②に水を加えて満タンにして完成

※注意点

- ・作成時及び使用時には換気をおこなうこと
- ・作成時にはゴム手袋、マスクを着用し、直接手で消毒液に触れないようにすること
- ・熱湯で希釈すると効果が落ちるため、水を使用すること
- ・消毒液は時間と共に効果が失われる為、翌日も使用する際には作り直すこと

4 その他重篤な疾病等への対応

(1) 心肺停止時における対応について

- ア 速やかに応援を要請し、救急車の出動を要請するとともに A E D を準備する。
- イ 直ちに心肺蘇生を開始する。

(2) 頭頸部損傷への対応について

- ア 速やかに応援を要請し、救急車の出動を要請するとともに A E D を準備する。
- イ 呼吸が確認できない場合は、頸部の安静に留意し、心肺蘇生を開始する。

IV 自然災害（荒天及び地震発生等）及び火災に対する被害予防と被災時の対応

1 荒天時の対応

(1) 事前準備

急激な気象状況の変化に対し、参加者の安全を確保するために開催前に以下の準備をする。

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定

ウ 中止・中断・再開・代替案の採用、その他を判断する責任者と判断手順の決定

※別紙参照「危機管理マニュアル（風水害編）」

(2) 気象警報等（注意報を含む）への対応

ア 危機管理担当は、各種メディアを通じて気象情報を随時確認する。

イ 気象警報等（注意報を含む）が発令された場合は、原則として、イベントを中止・中断し、関係者へ今後の対応について迅速に連絡をする。

ウ 気象警報等（注意報を含む）が解除された場合は、関係者を速やかに集合させ、準備が整い次第、イベントを開始・再開することができる。

2 さまざまな自然災害に対する被害予防と被災時の対応例

危機管理担当は以下に示す災害に対する予防法や対応法を熟知するとともに、参加者への周知を徹底する。主な災害については危機管理フローを参照の上、対応する。なお、新たな科学的知見の発見などに伴い、予防法や対応法が更新される場合があるため、常に専門機関等の情報を注視しながら適切に対応すること。

(1) 落雷

ア 雷鳴が聞こえる距離（約 10 km）の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、活動を直ちに中断し、安全な場所へ避難する。（鉄筋コンクリート建築、オープンカーを除く自動車内は比較的安全である。木造建築の内部においては全ての電気器具、天井・壁から 1 m 以上離れることが望ましい。）

イ 近くに安全な場所がない場合には、電柱や鉄塔など高い物体の頂点を 45 度以上の角度で見上げられる範囲で、その物体から 4m 以上離れたところ（保護範囲）に退避する。雷の活動が止み、20 分以上経過してから安全な場所へ移動する。

(2) 竜巻

ア 屋外では、できるだけ頑丈な建物に、直ちに避難する。突風により巻き上げられる恐れがある物置やプレハブ（仮設建築物）、倒れる恐れのある電柱や樹木の周辺は危険なので離れる。建物が見当たらない場合は、突風による飛散物の直撃を避けるため、物陰やくぼみなどに隠れ、できるだけ身を小さくして頭や首を守る。

イ 屋内ではカーテンを閉め、できるだけ窓から離れる。可能な限り最下階へ移動する。頑丈な机やテーブルなどの下に入り、身を小さくして頭や首を守る。

(3)大気汚染(光化学スモッグ・微粒子上物質 (PM2.5) 等)

ア 注意報発令後の対応

実施本部は、参加者の健康状態の監視を継続し、目やのどの痛み、吐き気等、光化学オキシダントによるものと思われる症状の報告があった場合は屋外でのイベントを中断し、参加者を屋内に退避させ被害の拡大を防止する。

イ 警報発令後の対応

実施本部は、屋外での活動を中断し、参加者を屋内に退避させる。風向きによっては、窓を閉める等の措置を行う。

ウ 被害発生時の対応

実施本部は、イベント会場において光化学オキシダントに起因すると思われる被害があった場合は、次の処置を速やかに行う。

- ① 目、のどに刺激や痛みを感じた場合は、水道水で十分な洗眼や洗顔、うがい等を行うとともに屋内で静養させる。
- ② 吐き気、手足のしびれ、頭痛、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、ただちに消防へ通報し、医療機関へ搬送する。
- ③ 被害の発生状況を速やかに確認し、各競技専門部へ正確に報告する。
- ④ PM2.5 は粒子が小さく、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康への悪影響が懸念されている。高濃度の PM2.5 が観測された場合、注意喚起が発令されるので対応にあたること。

(5) 地震

ア 地震発生時の安全を確保し、発生後のアナウンスと誘導を適切に行う。

イ 施設状況の確認

- ① 施設職員と協力して施設内を巡回し、被害状況を確認する。
- ② 各種メディアにより地震情報を確認し、関係者に状況を周知する。

ウ 被害が発生した場合

- ① 火災発生の場合は大声で周囲に知らせ、初期消火に当たるとともに必要に応じて消防へ通報する。
- ② 施設の破損箇所を確認し、危険がある場所には立ち入らないよう対応する。
- ③ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急手当を行った上で、消防へ通報して、救急車の出動を要請する。

エ 対策本部は、被害状況等に基づきイベントの継続または中止について、関係機関を含め対応を協議する。

全国の大气汚染状況について 24 時間情報提供している。また大気汚染測定結果(時間値)と 光化学オキシダント注意報・警報発令情報の最新 1 週間のデータを地図でみることができる。<http://soramame.taiki.go.jp/>

3 火災への対応

(1) 火災の発生に備えて

ア 火気を使用する場合、近くに燃えやすいものを置かない。

イ 電気器具におけるタコ足配線使用、定格以上の電気使用、不良コンセント類の使用、接続箇所への埃のたまりなど、火災につながる要因について事前に確認し、取り除く。

(2) 火災発見時の対応

ア 周囲に大声で火災発生を知らせるとともに、可能な範囲において初期消火に当たる。

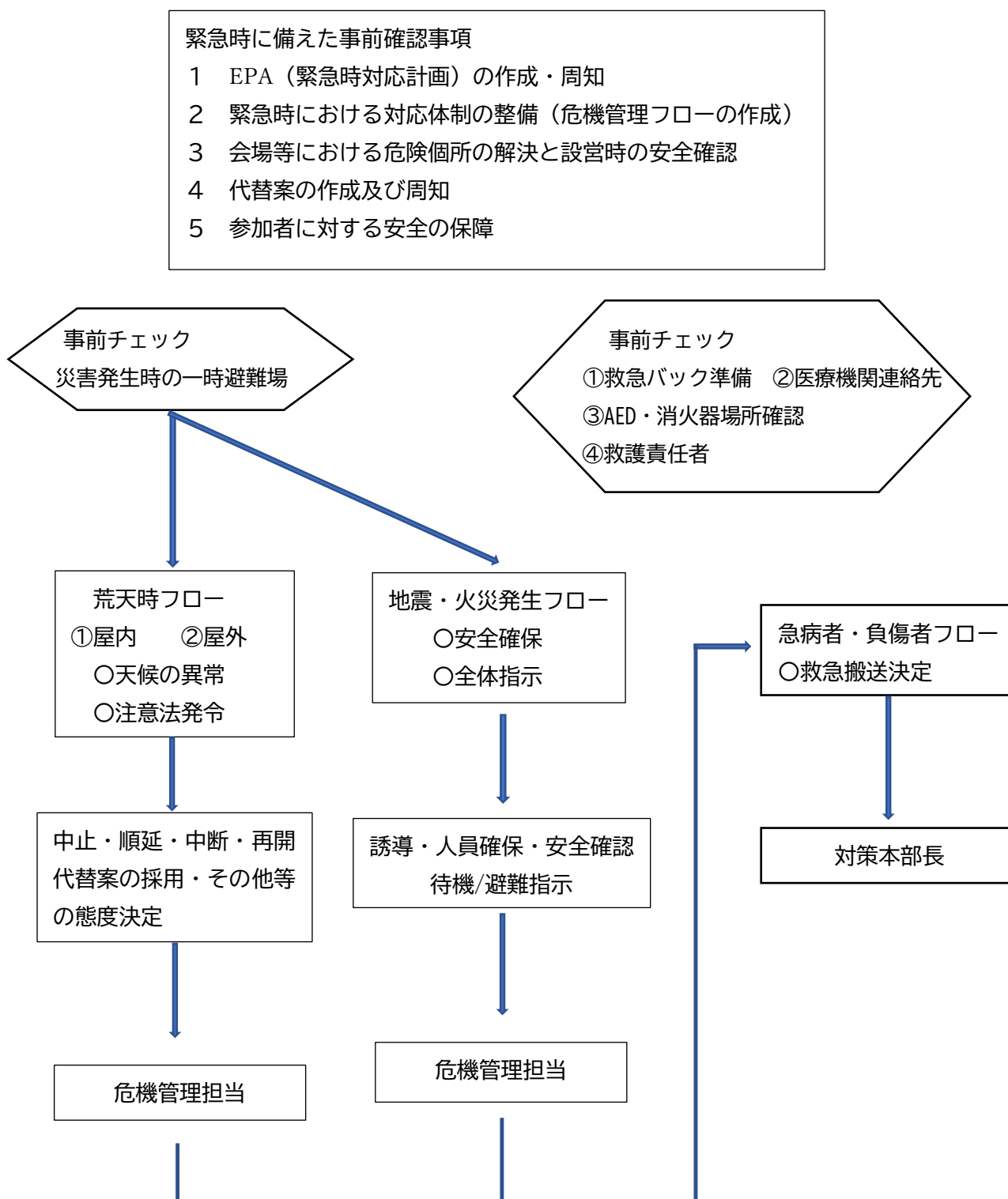
イ 状況に応じて非常ベルを鳴らし、施設管理者に知らせるとともに消防へ通報する。

ウ 発生後のアナウンスと誘導を適切に行い、関係者の安全を確保する。

エ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急手当を行った上で消防へ通報して、救急車の出動を要請する。

オ 対策本部は、火災及び被害の状況等に基づき、イベントの継続または中止について、関係機関を含め対応を協議する。

図2 危機管理フローA



※URL: [江東区の AED 設置場所](#) 1 ページ目 | [いつも NAVI](#)

図3-1 危機管理フロー 荒天時対応

- 1 緊急時の情報収集手段並びに各通信手段の確保（メール・SNS・災害用伝言サービスの活用等）
- 2 避難場所・経路の確保及び指定（チームとの連携）
- 3 急激な気象変化を予測するための情報入手方法の決定
- 4 中止・順延・中断・再開・代替案の採用 その他を判断する手順の確認
- 5 気象情報の確認（警報発令時は原則として協議会中止）

- 緊急連絡方法（スラック#01.0 全体連絡）
集合場所など確認させる

落雷・竜巻・集中豪雨・台風・光化学スモッグ・PM2.5等の注意報や警報等発令された場合、予兆があった場合

- 落雷・竜巻の予兆があった場合は、屋外での活動を直ちに中断し、危険性がなくなると判断されるまで、参加者の安全な場所に避難させる
- 天候の急変等の場合には、迷うことなく中止・順延・中断・代替案の採用、その他の判断を行う

○天候異常
○注意報発令

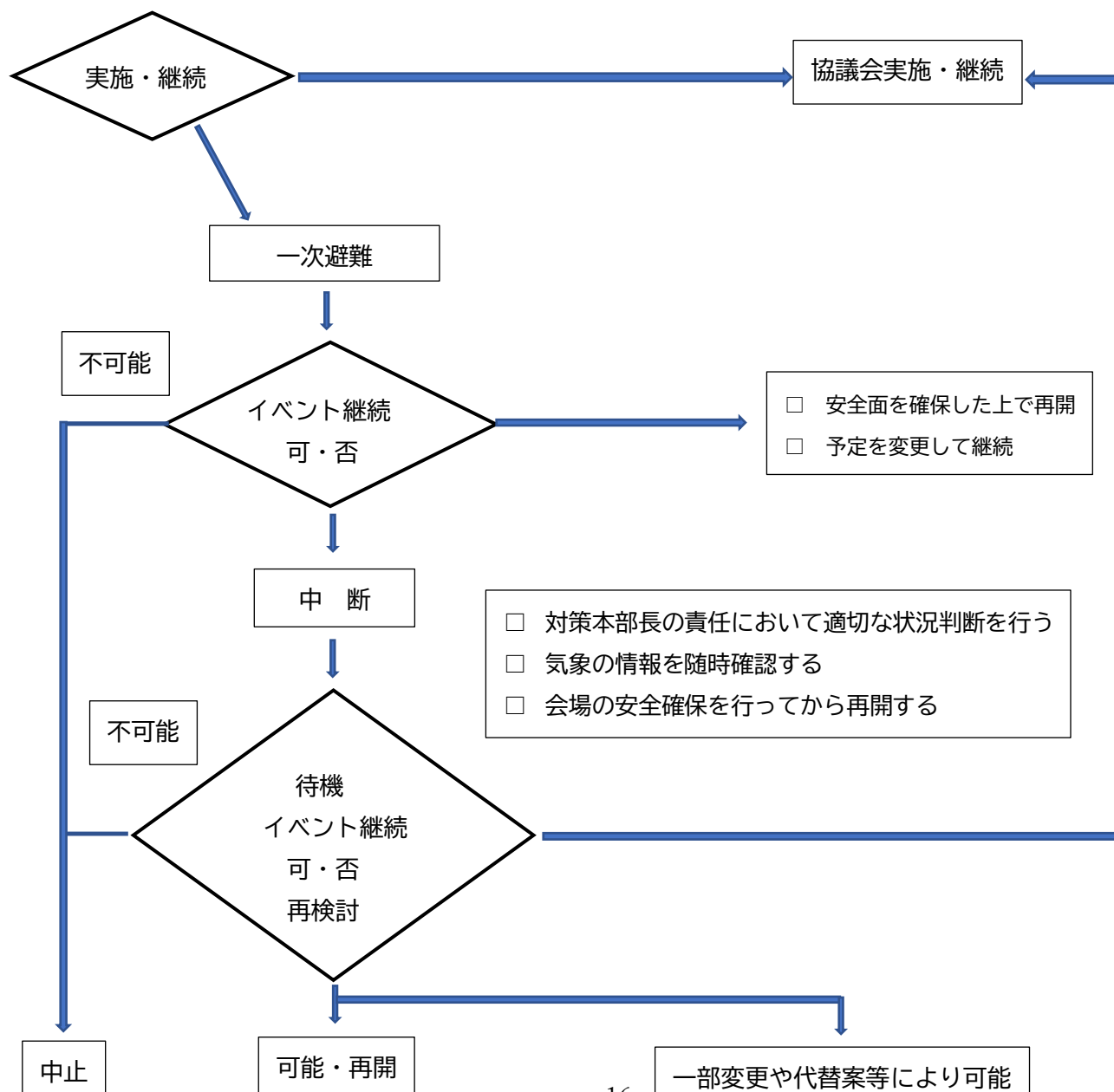


図3-2 危機管理フロー 地震・火災発生時対応

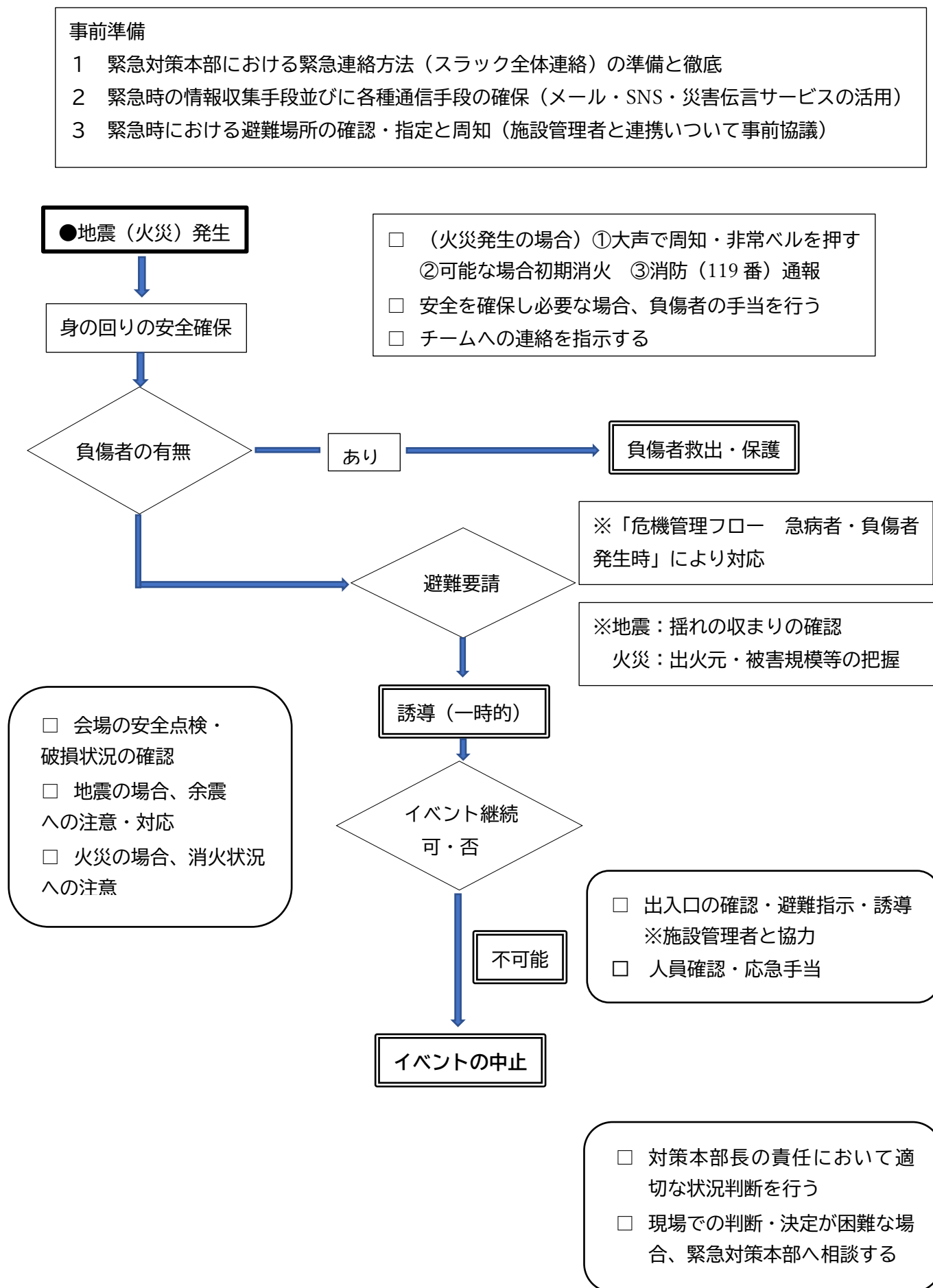
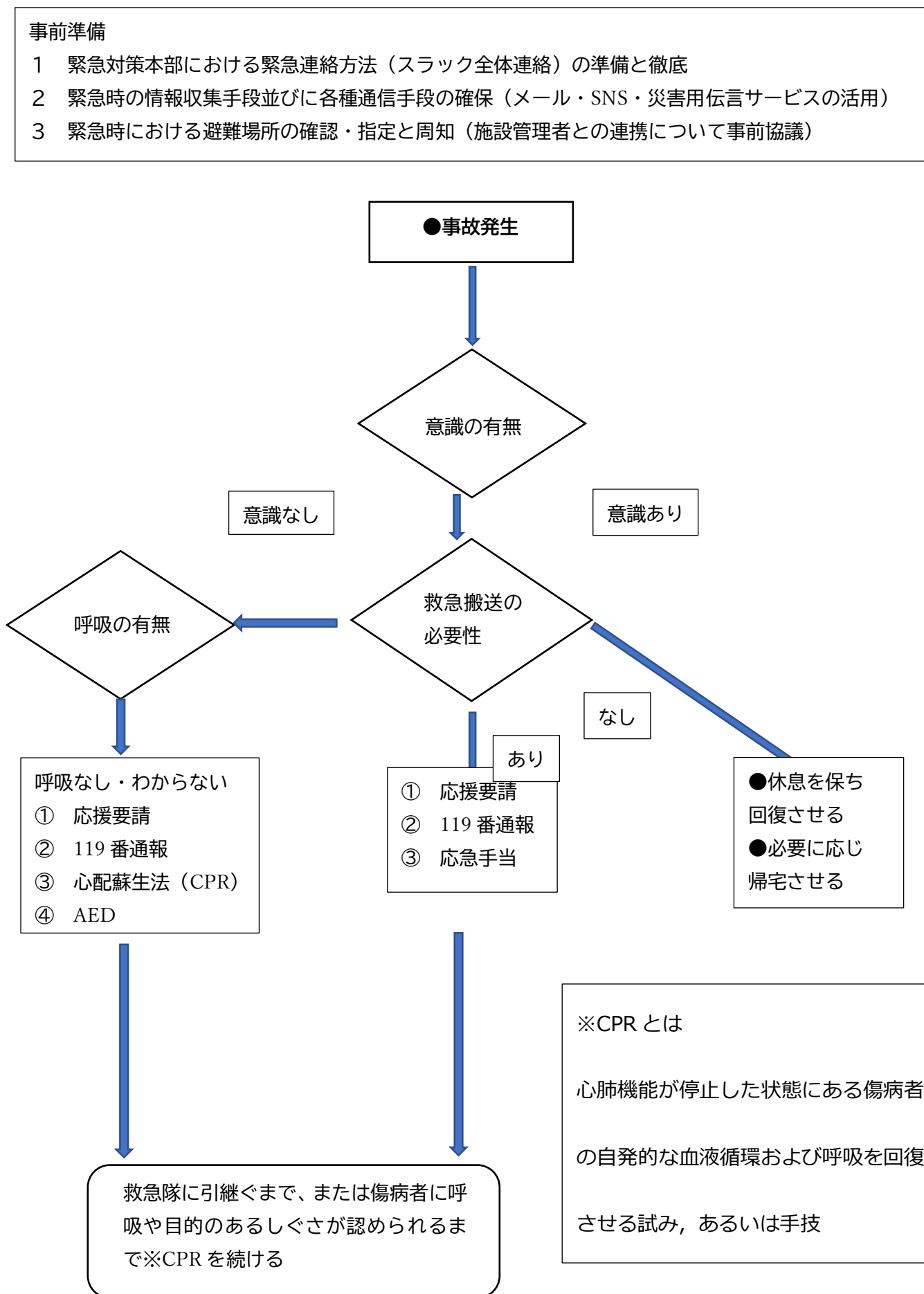


図3-3 危機管理フロー 急病者・負傷者発生時対応



V その他想定される要対応事項

1 不審者発見時の対応

(1) 予防

イベント開催中に不審者を発見した際の安全確保の対応について、参加者に周知しておく。

(2) 不審者かどうか疑わしい場合や問題発生時の対応

ア 不審者かどうかを確認する。(受付での対応や声かけ等により判断する。)

イ 立入の正当な理由がない場合は退去を求める。

ウ 危害を加える恐れのある場合は隔離し、警察へ通報する。

エ 参加者を安全な場所へ避難誘導する。

オ 負傷者がいる場合は、速やかに消防に通報すると共に、応急手当等を実施する。

キ 対策本部長へ緊急対応報告書(様式1)を提出する。

2 Jアラート発令時の対応

イベント前は、自宅待機とする。また、移動中に発信があった場合は下記のとおり速やかに避難行動をとるように事前に参加者に周知しておく。

イベント中においては、原則として活動を中断し、来場者含め避難等の指示を行う。

(1) 速やかな避難行動

ア 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難させる。

イ 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう指示する。

ウ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するよう指示する。

(2) 正確かつ迅速な情報収集

ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。

イ 参加者の安否を確認し、必要に応じて保護者への安否情報の伝達を行う。

エ Jアラートに係る対応については、中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他がある場合には、対策本部長に緊急対応報告書(様式1)を提出する。

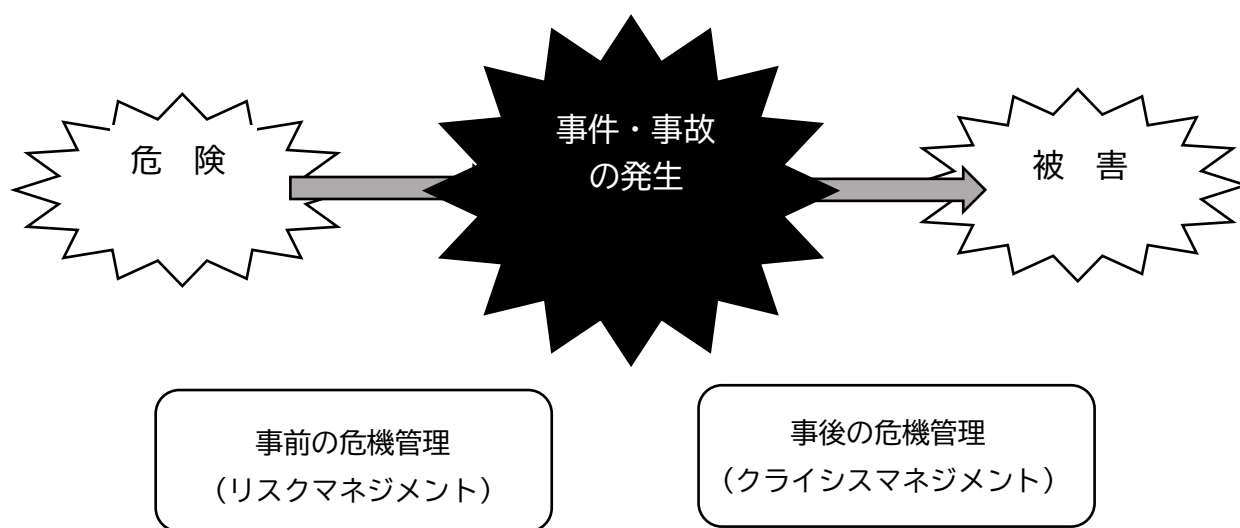
VI 危機管理の重要性

1 危機管理の基本的な考え方

活動中に、安全を脅かす事件や事故などが発生した、あるいは、発生しそうになった状態を危機と捉え、人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処する取組を危機管理という。

危機管理は、概して言うと、事前（平時・日常）の危機管理（リスク・マネジメント）及び事後（発生直前・発生時及びその後）の危機管理（クライシス・マネジメント）の2つの側面がある。前者は、平時から早期に事件・事故が起こる予兆（異状）や危険を予測・発見し、その危険等を確実に除去することに重点が置かれ、後者は、万が一事件・事故が発生した（しそうになった）場合に、適切かつ迅速に対処・避難し、被害を最小限におさえること、さらには、類似の再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

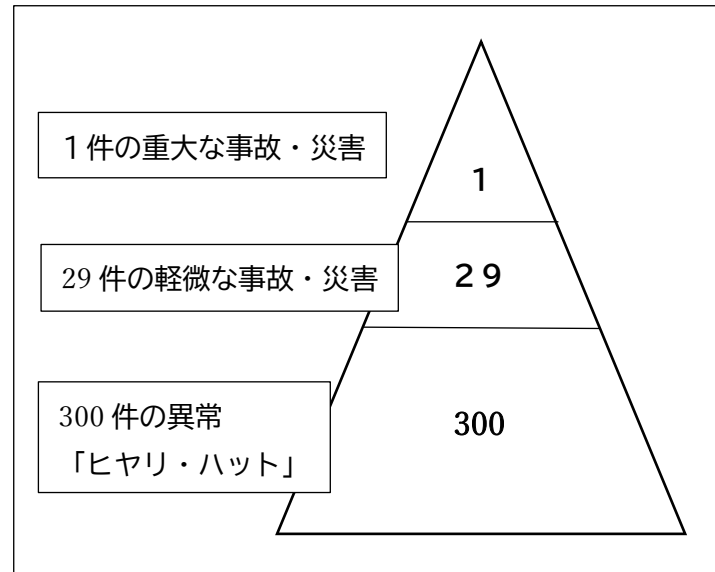
アートパラ深川における危機管理は、その2つの側面を意識して施設設備等の安全点検や安全に関わるルール徹底等を図るとともに、一体的かつ組織的な取組を進める必要がある。



危機管理の2つの側面

2 ハイน์リッヒの法則

アメリカの損害保険会社で調査に携わっていたハーバード・ウィリアム・ハイน์リッヒが 1929 年に発表した論文において言及したものである。「1 件の重大な事故・災害の背後には、29 件の軽微な事故・災害があり、その背景には 300 件の異常(『ヒヤリ・ハット』事例の経験)がある」という労働災害における経験則の一つで、「1:29:300 の法則」ともいう。

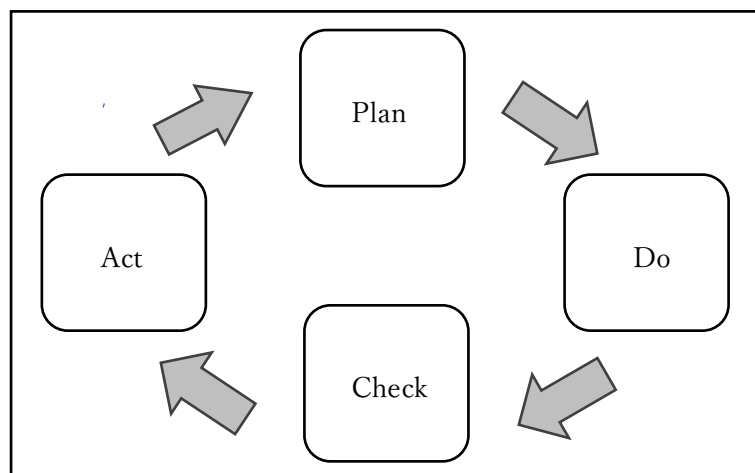


この法則は、想定される内外の様々なリスクを適切に管理する経営管理手法の一つとされる危機管理の観点からイベント事故にも当てはめることができる。「ヒヤリ・ハット」事例を記録・集約し、共有してその原因に応じた安全対策を講じることが重大な事故・災害を未然に防ぐことにつながる。

3 PDCAサイクル

PDCAサイクルは、生産・品質などの管理を円滑に進めるための手法として用いられてきたが、近年、様々な分野において危機管理が重要になってきたことから、広い分野で用いられるようになった。

①Plan(計画)、②Do(実行)、③Check(評価)、④Act(改善)のステップを繰り返し、改善し続けることで、危機管理のパフォーマンスを継続的に向上させていくことができる。



Ⅶ 危機管理の実践

1 安全確認チェックリスト

危機管理チームが「重大な事故防止に向けた安全対策」を活用し、想定される事故や傷害の原因を再確認するとともに、イベント運営における安全対策の徹底を参加者に図らせなければならない。

また、イベント会場ごとに「安全確認チェックリスト」を用いて、安全対策がなされているかどうかを確認するとともに、事故・災害、「ヒヤリ・ハット」事例等を含むイベント運営を評価し、以降の運営方法や安全対策の改善に努めなければならない。

2 エマージェンシーアクションプラン(EAP)

「エマージェンシーアクションプラン(Emergency Action Plan)」は、頭文字をとった「EAP」や「緊急時対応計画」と呼ばれている。現場における安全管理体制の構築が欠かれないことから、イベントにおける事故の発生に対し、医療機関への搬送など迅速に対応するための計画書をイベント及び会場ごとに作成しておく必要がある。

併せて、イベント会場において計画書を掲示、または配布し、参加者へ緊急時の対応を周知徹底させておくことが必要である。

3 危機管理委員会

アートパラ深川実行委員会は、安全なイベント運営を目指すとともに危機意識の向上を図るため対策本部長を中心として組織された危機管理委員会を設置する。

危機管理担当はイベント終了後、運営時に使用した「安全確認チェックリスト」や「EAP」から、事故・災害・「ヒヤリ・ハット」事例等を含む運営全般を評価するとともに、以降の運営方法や安全対策の改善について記録し、実行委員会で周知徹底を図る。危機管理委員会は、さらなる安全対策につなげるため、各チームで示された反省や評価について情報を収集し、実行委員会で情報共有を図るなど、継続的な改善活動を展開していかなければならない。

4 記録

以後のアートパラ深川のイベントにおける医療・救護計画に役立てる為、気象条件、イベント環境、医療救護班の整備、活動状況、傷病者情報などの必要なデータ収集、医療、救護活動記録を行うことが重要である。事業内でのパンデミックを防ぐため、感染者の行動経路お洗いだしや可視化の手法として、スマートフォンの写真や動画による記録を残すことを心がける。ただし、実行委員長の許可なく、内外へ発信したり、データを他者に渡してはならない。

- ① 当時の状況、感染の可能性のある方の推定のための記録
- ② 医療・救護活動の情報共有・記録

③ その後の意思決定等の記録

④ アートパラ深川イベント終了時のとりまとめ

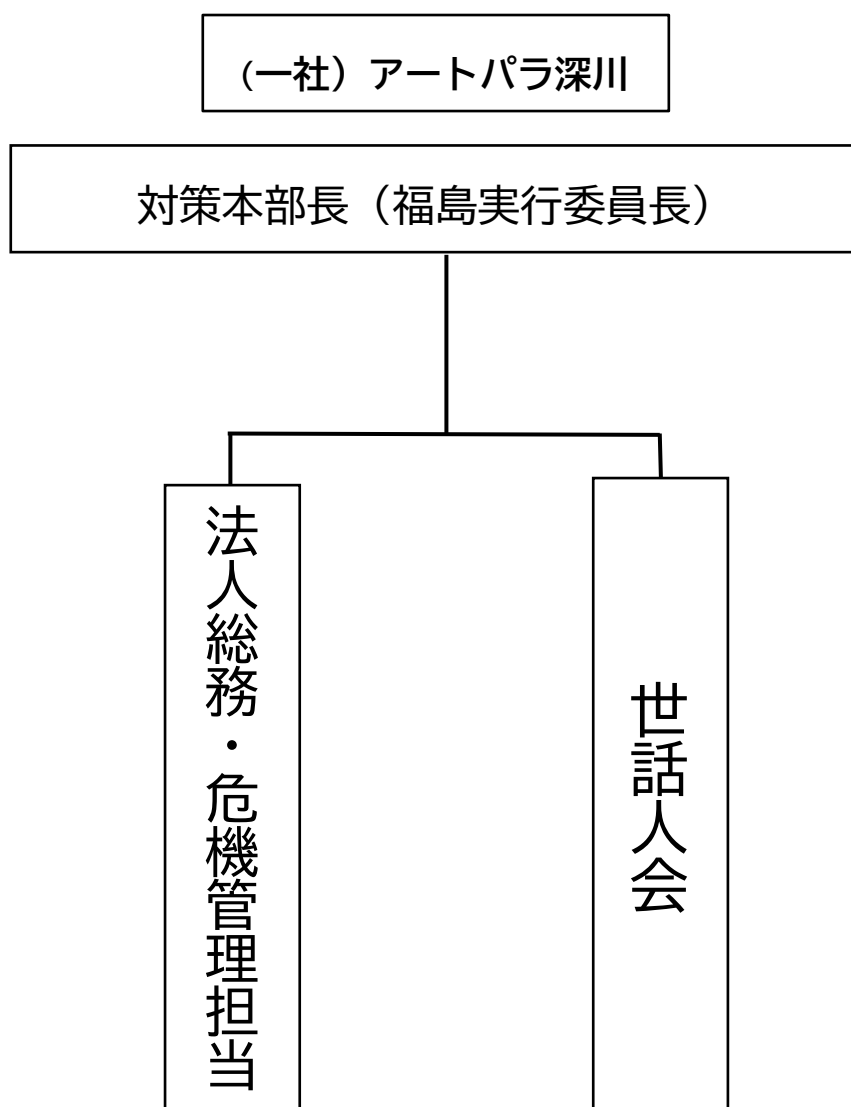
イベント開催において関係した多くの参加者から、イベントを通じて得られた医療・救護活動に関する課題や改善点などに関する意見を集約し、今後のアートパラ深川の実施するイベントが、より一層安全で安心なものとなるようまとめを行う。

イベントを見据えた、こうした取り組みは、イベントを通じて得られたノウハウや教訓を計上し、今後の救急・災害医療の向上につなげるための重要な取り組みと位置付ける。

5 訓練

イベント本部は、複数の事案の想定に基づいて事前の訓練を実施し、結果の検証を踏まえて、開催実施計画を適宜見直すなど、不測の事態に備えた様々な準備に努めることが必要である。訓練は、医療・救護関係者に限定して実施できるものと、関係機関等と合同で実施する必要があるものを区別するなど、本番のイベントと出来る限り同等の内容で実施し、医療・救護計画の実効性が向上するように努める。

危機管理フローA 組織図



一般社団法人アートパラ深川

代行順位は以下の通りとする

第1 優先順位：北條代表理事

第2 優先順位：田巻副代表理事

第3 優先順位：広瀬事務局担当理事

・対策本部設置場所

ライフライン等の影響を考慮した上で、設置場所の優先順位は下記の通りとする

また、設置場所の決定は対策本部長が行う

第1 優先順位：福島デザイン事務所

第2 優先順位：田巻屋

対策本部長 (実行委員長)	危機管理対応方針の決定 危機管理対策の全般統括 最優先事業の決定 各イベントの事業停止・続行の決定権限 平時体制移行の決定 その他の全事項
対策本部全体 (共通事項)	対策本部長の補佐 危機管理対応の組織内調整 突発的事業の対応 情報の収集と発信 基本行動要請の決定と指示
一社) アートパラ 深川	情報システムの安定稼働 情報システムの復旧 広報・マスコミ対策・記者会見・情報統制・官公庁対応・法的対応 重要書類の保全
法人総務 危機管理担当	参加者の状況確認(自宅の状況等) 参加者の動員体制決定 対策本部の設営 重要書類の保全
世話人会	関係先の情報収集 関連先への情報発信 協賛企業対応 緊急資金の手配 地域への情報発信

イベント周辺の医療機関等

東京都の福祉保健局が作成している「ひまわり」では、診療科や現在受信中の医療機関の検索が出来る

<http://www.himawari.mrtro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>

AED の設置場所は下記の日本全国 AED マップリンクでみる事が出来る。

<https://aedm.jp/>

その他、自主避難場所・施設について

避難所 | 江東区 (koto.lg.jp)

主要連絡先

木場病院

住所：東京都江東区木場 5 丁目 8 - 7

電話：03-3642-0032

受付：月～土 9:00～13:00 14:00～17:00

休日：日曜日、祝日、お盆期間、年末年始



承認欄（作成・点検・更新時に記載）

承認日	承認者
令和2年9月16日	危機管理担当 平手克治
令和2年10月14日	危機管理担当 平手克治
令和3年8月17日	危機管理担当 川上朋子
令和4年8月1日	危機管理担当 川上朋子
令和5年9月1日	危機管理担当 川上朋子
令和6年10月1日	危機管理担当 川上朋子
令和7年9月10日	危機管理担当 川上朋子
令和8年9月1日	危機管理担当 川上朋子